

総 税 市 第 6 5 号  
令 和 3 年 9 月 17 日

鹿 児 島 県 指 宿 市 長 殿

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

標記の件について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定により、貴団体をこれらの規定に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する地方団体として指定します。指定対象期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとなります。